

平成29年第1回広尾町議会定例会 第1号

平成29年3月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 平成29年度町政執行方針
- 8 平成29年度教育行政執行方針
- 9 報告第 1号 専決処分の報告について
- 10 報告第 2号 専決処分の報告について
- 11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 12 選挙第 1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 14 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 15 議案第 3号 広尾町交通安全専任指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第 4号 広尾町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第 5号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第 6号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第 7号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 21 議案第 9号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第13号）について
- 22 議案第10号 平成28年度広尾町湾港管理特別会計補正予算（第6号）について
- 23 議案第11号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）について
- 24 議案第12号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 25 議案第13号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 26 議案第14号 平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 27 議案第15号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について

- 28 議案第16号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 29 議案第17号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）について
- 30 議案第18号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	堂 場 則 彦
兼 出 納 室 長	堂 場 則 彦
総 務 課 長	鈴 木 孝 俊
総 務 課 長 補 佐	白 石 晃 基
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司
税 務 課 長 補 佐	平 浩 則
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
保 健 福 祉 課 長	大 林 勝 則
保 健 福 祉 課 長 補 佐	山 崎 勝 彦
地域包括支援センター長	菅 原 樹 美 恵
健康管理センター長	佐 藤 清 美
老 人 ホ ー ム 所 長	厚 谷 幸 則

特別養護老人ホーム所長	金	井	秀	司
農 林 課 長	松	田	哲	典
兼 町 営 牧 場 長	松	田	哲	典
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
建設 課 長	道		淳	一
建設 課 長 補 佐	北	藤	盛	通
建設 課 長 補 佐	前	田	憲	一
上 下 水 道 課 長	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	道	端	隆	三
港 湾 課 長 補 佐	森	谷		亨
国保病院事務長	今	井	啓	容
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
国保病院事務次長	渡	辺	將	人

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	澤	田	佳	幸
兼学校給食センター所長	澤	田	佳	幸
管 理 課 長 補 佐	山	岸	直	宏
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道		尚	子
社 会 教 育 課 長	保	志		悟
兼 図 書 館 長	保	志		悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図 書 館 長 補 佐	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	菅	原	康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委	員	長	木	下	利	夫
併	書	記	鈴	木	孝	俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	新	海	敏	春
事	務	局	早	川	修

○出席事務局職員

事	務	局	長	菅	原	康	博
総	務	係	長	鎌	田		慎
総	務	係	主	事	林	菜	々

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成29年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
3月2日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、本定例会に町長から報告2件、承認1件、諮問1件、議案27件を受理しております。
ほかに意見書案2件、請願書1件を受理しております。
また、3月11日に任期満了となる選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・囑託の申し出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より平成28年11月から平成29年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。
一般質問は6人の議員から通告があり、3月9日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日7日から3月17日までの11日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告どおり会期は本日7日から17日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から3月17日までの11日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 平成28年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催状況ですが、開催日は、平成29年1月26日木曜日です。

（2）から（5）までは省略させていただきます。

調査の内容です。

（1）、空き家等の対策について。

①、広尾町空き家等の適正管理に関する経過概要。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産等保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応措置として「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日施行された。

②、本町での「空家対策特別措置法」に係る関係課の打ち合わせ、3回行われています。

第1回目は平成27年6月2日。

空き家等の実態把握、得られた情報のデータベース化等、今後の作業を確認。

関係部署は、住民課・税務課・建設課・企画課の4課とし、所管を住民課としました。

第2回は平成27年8月31日。

条例・規則制定の必要性、原案の検討、広尾町空き家バンク実施要綱の必要性について協議をしました。

第3回は平成27年10月13日。

第2回に引き続き、今後の作業について協議。町内会への空き家等状況調査、「広尾町空き家等の適正管理に関する条例（原案）」に対するまちづくり意見公募（パブリックコメント）を取り進め、3月定例会において条例案を提案することとしました。

③、町内会への空き家等状況確認及び調査です。

平成27年12月3日から平成28年1月15日にかけて、町内会へ調査依頼を行いました。平成24年6月に実施した「町内の空き家等状況調査」で報告を受けた空き家等について、現状確認と新たな空き家等について調査を実施した結果、146戸の空き家等（適正に管理されているものも含む）が確認されました。

④、まちづくり意見公募の実施。

「広尾町空き家等の適正管理に関する条例（原案）」に対するまちづくり意見公募を平成28年1月6日から29日にかけて実施。資料を町内各施設に設置、町ホームページ、町広報1月号に掲載しましたが、町民から特段の意見はありませんでした。

⑤、条例等の制定です。

平成28年3月定例会にて「広尾町空き家等の適正管理に関する条例」が全会一致で可決され、平成28年4月1日施行となりました（あわせて規則も同日施行）。また、空き家の有効活用により、広尾町への移住・定住及び定住促進による地域活性化を図る目的で、広尾町空き家バンク実施要綱において必要事項を定めました。

⑥、第1回広尾町空き家等対策協議会の開催です。

平成28年7月8日、町長ほか5名の委員をもって協議会を組織。会長は都市計画審議会会長、副会長は民生委員児童委員協議会会長が選任されました。空き家等対策の概要、今後のスケジュールについて協議を行いました。

⑦、広尾町空き家等対策事務担当者会議。

平成28年10月14日、企画課、税務課、建設課、住民課において担当者会議を開き、税務情報の収集、特定空家等の確認方法の協議を行った。また、11月10日、特定空家候補13件の現地確認を行った。

⑧、第2回広尾町空き家等対策協議会の開催。

平成28年12月26日、13件の特に老朽化の著しい空き家について現地確認を行い、意見をいただいた。

⑨、平成29年度の予定。

当該空き家に関する今後の改善方策として、所有者、管理者への説明、指導など事情の把握に努める。

必要に応じて、広尾町空き家等対策計画を策定する予定。今後、空き家等の適正な管理について、国の補助等を活用することが考えられるが、空き家等対策計画策定が必要となることから、検討したい。また、広尾町空き家等対策協議会に経過報告等を行い、適正な空き家対策に努める。

以上の説明がありました。

委員からは「空き家・空き地は、今後ますます増えると思われる。所有者が除却するために、自治体で特例補助をしている例はあるのか」と質疑があり、これに対し町からは「法的には、第一義的に『所有者が除却する』となっている。十勝管内で9自治体が単独補助している」とのことであった。

（２）、未利用公共施設の現状と対応についてです。

①、未利用公共施設の現状について。

平成28年12月末現在、広尾地区8施設、音調津地区12施設、野塚地区18施設、豊似地区5施設、計43施設が未利用となっている。また、豊似中学校の15施設が平成29年4月から未利用施設となる。

用途別では、教育施設24施設、教員住宅22施設、その他施設12施設となっている。

②、今後の対応について。

平成29年度の国の支援措置として、公共施設等の適正管理の推進に要する経費が現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）から、新たに「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」として3,500億円の地方財政措置に拡充された。

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であることが要件となっており、事業年度は平成29年度から平成33年度までの5年間で、地方債の充当率は90%の資金手当てという形である。

今後の対応については、施設の安全点検をしながら、維持保全を的確に実施する（町有施設の点検に関する要綱）とともに、平成28年度策定した「広尾町公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化が進んでいる施設については、できるだけ早い時期に財政状況を見ながら、解体除去を検討したい。

また、構造（鉄筋コンクリート造）や延べ床面積などにより除去費用が大きくなる施設（旧清掃センター、海洋レストハウス、野塚中学校、豊似公民館）及び教員住宅等については、国の支援措置を活用しながら、計画的に除去する方向で検討したい。

以上の説明がありました。

委員からは「国の支援措置を活用した5年間の事業計画は」との質疑があり、これに対し町からは「具体的な計画はない。関係課及び財政面での調整なども必要であり、公共施設等総合管理計画に基づき、優先順位をつけて対応したい」とのことでした。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

1、委員会の開催状況ですが、（1）、開催日は、平成29年2月1日水曜。

（2）から（5）までは、記載のとおりで省略いたします。

2、調査の内容。

調査事項は、広尾町起業家等支援事業についてであります。

事業の概要。

①、事業の目的は、新たに事業活動を行う者、新分野での事業活動を行う者を支援し、産業の振興、商店街の活性化、雇用の促進を図ることを目的としています。

②から⑦までは、事業の要綱、要領の内容であり、説明は省略いたします。後ほど、お目通し願います。

本事業の実績であります。平成27年度は4件の認定事業に対し、781万円の補助金を交付しております。

また、平成28年度は12月末で5件の事業計画を認定し、915万円の補助金交付が決定しております。既に3事業が開始、残る2事業についても年度内の開始が予定されております。

今後の事業継続について。

本町全体の販売額は、平成3年と平成26年を比較し、105億円減少しており、人口減少率を大幅に上回っています。

購買力の流出、企業数の減少、それに伴う従業員数の減少など、いずれも右肩下がりの状況であります。

本事業の創設により起業への意欲が見られ、商店街の活性化及び雇用の促進のために引き続き支援が必要であるとの説明がありました。

違反行為の発生とその対応について。

平成27年度に認定され、補助金を交付した事業者に違反行為が発生したため、要綱の定めにより「補助金の取り消し及び返還」を執行するとの説明がありました。

主な質疑内容であります。

委員から、違反行為が発生したこともあり、審査委員会にはさまざまな情報を収集し、厳格な審査を期待したいとの意見に対し、町からは、申請時に個人信用情報の添付を求めるなど、審査にはより慎重を期したいとの説明があった。

また、委員から、公金を交付するもので、違反があった場合は返還が担保されなければならない。本人からの返還不履行が発生することもあるが、連帯保証が規定されていないのはなぜかとの質疑に対し、町からは、内部協議の中で「連帯保証の必要性」などの意見もある一方で「厳しい内容にすると起業化が鈍り、事業の目的にそぐわないのでは」との懸念もあり、規定していなかった。今後、検討しなければならないと考えているとのことであった。

これを踏まえ、産業常任委員会として、補助金の返還が滞り完済が長期化することを危惧し、連帯保証は必須との一致した考えが確認された。

以上、産業常任委員会所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 平成29年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、公用車の交通事故についてであります。

平成28年12月9日に、帯広市におきまして、職員の運転する公用車が交差点の一時停止の標識を見落としたため、右方向から走行中の車両に追突し破損させたものであります。

この事故によるけがは、双方にはありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る議案と関係予算につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

交通安全については日ごろより指導を行っておりますが、このような事故が発生いたしましたこととおわび申し上げるところであります。職員には一層の徹底を図るよう指導してまいります。

次に、2点目であります。

第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の策定についてであります。

実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しをすることとしておりまして、第2期実施計画の開始から3年が経過したため、本年度、新たに平成29年度から平成32年度の4年間にわたる事業計画を登載した「第3期実施計画」を策定いたしました。従来の実施計画登載事業の内容を見直し、修正したほか、新たに実施することとなった事業を追加登載しております。

お手元に行政報告資料の「第3期実施計画」を配付させていただいておりますので、ごらんいただければというふうに思っております。3枚をめくると、総括表がございます。

今回の見直しによりまして、平成29年度以降の4年分の年度別事業費の総額が13億2,248万2,000円の増となり、見直し後の事業費総額は122億9,711万5,000円となるものであります。

増額した事業費の内訳であります。新規登載事業が14件で19億1,619万6,000円の増、事業の見直し、実施の延期による事業費の減額が5億9,371万4,000円で、差し引き13億2,248万2,000円の増額となっております。一般財源で比較いたしますと、2,319万2,000円の減額となり、43億9,332万3,000円となっております。

本計画の策定に当たりましては、2月10日開催のまちづくり推進計画委員会において承認をいただき、また、2月14日開催の議員協議会において協議を行ったところであります。あわせて、2月1日から15日までの期間において、まちづくり意見公募を実施したところでありますが、意見は寄

せられず、原案が確定したものであります。

以上、2点について行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 平成29年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、平成29年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、平成29年度の町政執行方針を申し上げます。

初めに、平成29年第1回広尾町議会定例会の開会に臨み、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、相次ぐ暴風被害や北海道に上陸・接近した台風により十勝管内で甚大な被害が発生し、本町でも農林水産業を中心に大きな被害がありました。

今後、異常気象が常態化するとされており、引き続き防災・減災対策を充実させ、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

今年は「地方創生」の取り組みを本格的にスタートさせて2年目の年になります。本町においては、総合戦略に基づき4つの柱を中心に実施してまいります。

「雇用対策」では、第1次産業の担い手対策や新たに起業する方への支援、「移住定住対策」では、交流人口の増加や地域活性化を図るために農山漁村ホームステイ事業の実施、「少子化対策」では、ひろお保育園とひろお幼稚園の統合を検討、よりよい子育ての環境の整備を図ります。「人づくり」では、ひろお未来塾の2期生を立ち上げ、これからの広尾を担っていく世代を育ててまいります。これらの取り組みをさらに加速させ、本町の地域経済を支える第1次産業の活性化と福祉、教育、医療施策などの総合的な展開による人口減少対策など、本町における地方創生を推進してまいります。

また、地域間連携については、これまで交流を続けてきた長崎県西海市、東京都荒川区、十勝管内芽室町との地域間の交流を促進し、交流人口の増加や産業振興を図ってまいります。

長年の悲願である高規格幹線道路「帯広・広尾自動車道」が大樹一広尾間の全線新設が妥当であると判断され、忠類大樹一豊似間の新規事業化が決まりました。今後は豊似一広尾間の早期事業化を求めて要望活動に引き続き取り組んでまいります。

予算編成では、財政調整基金を取り崩す非常に厳しい状況にありますが、第5次行政改革に取り組み、将来の世代に責任を持てる健全な財政運営を図り、第5次広尾町まちづくり推進総合計画に基づく事業を基本として、子育て支援や教育など重点施策の推進に取り組んでまいります。

1、「活力が湧き出るまち」であります。

(1)、水産業の振興についてであります。

本町の基幹産業である漁業は、町内関連産業の活力を促進し、町全体に大きな経済的役割を果たしています。

昨年、相次ぐ台風被害などにより秋サケ定置網漁を中心に大幅に水揚げが減少したところであります。

さらに、長引く魚価や消費の低迷などにより依然厳しい経営環境が続いています。

このような中、安定した漁業経営を目指すべく、広尾漁業協同組合や関係機関と連携を密にして、サケのふ化放流、ウニや昆布など沿岸資源の安定増大に向けた事業や販路拡大の取り組みに引き続き支援してまいります。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から稚魚の購入により、引き続き5万尾体制による中間育成放流事業を管内4町3単協と連携して実施してまいります。

漁業経営の安定及び漁業施設災害復旧に係る各資金の利子補給等を実施してまいります。

また、漁船上架施設の利用促進と長寿命化を図る施設整備に支援してまいります。

さらに、漁業の担い手確保及び定着については、関係機関と協力して引き続き支援してまいります。

(2)、農業の振興についてであります。

農業は、本町を支える基幹産業の一つとして、町の発展に大きく寄与しています。昨年の広尾町農業協同組合における総生産額は、過去最高の72億8,000万円余りとなったところであります。

今、我が国の農業政策は重大な転換期を迎えています。米国の離脱によりTPP協定の発効は極めて不透明であります。かわって米国との2国間交渉を求められる可能性もあり、予断を許さない状況にあります。欧州連合とのEPA交渉の行方も含め、今後の動向を注視しつつ、的確に対応していくことが重要であると考えています。

今後の農業情勢の変化に備え、本町農業が持続的に維持・発展を図ることができるよう、国の補助事業等も活用しながら、経営基盤の強化、生産性の向上など、足腰の強い農業づくりを支援してまいります。

農業担い手の育成確保については、これまで同様、後継者を含めた新規就農者に対し、関係機関と協力して支援するとともに、町外からの就農希望者誘致に向けた新規就農フェアへの参加など積極的に取り組んでまいります。

中山間地域等直接支払交付金事業については、引き続き円滑な事業の推進と交付金の有効活用を支援し、農地の持つ多面的機能の確保や耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

鳥獣による農林業被害に対しては、猟友会広尾支部の協力を得て有害鳥獣の捕獲や一斉駆除を実施するとともに、補助事業を活用した狩猟免許取得への助成や圃場の電牧柵設置など、被害の軽減に向けた対策を講じてまいります。

また、捕獲したエゾシカの有効活用を図るため、ジビエの普及とブランド化を推進してまいります。

町営牧場の運営については、平成27年度に発生した家畜伝染病対策のため、本年度も東豊似牧場

1 か所での預託牛受け入れを実施してまいります。

また、休止中のオソウシ牧場については、草地更新、牧草売払い等により、施設の維持管理を継続してまいります。

(3)、林業の振興についてであります。

林業の振興に当たっては、森林の持つ公益的機能の高度発揮に向け、広尾町森林整備計画に基づいた適切な森林整備を進めていかなければなりません。

昨年4月の暴風により、町内の森林では甚大な被害が発生いたしました。被災した森林は、北海道が定める気象災害の指定を受け、4か年の計画を立てて復旧に取り組んでいるところであります。本年度においても、補助事業等を活用し、民有林・町有林の整備と保全に努めてまいります。

また、民有林の整備を推進するため、引き続き人工林造林推進事業や除間伐推進事業により森林所有者の負担軽減策を講じてまいります。

昨年の暴風災害により中止した植樹祭については、本年度、改めて実施することとし、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題への関心と、豊かな自然を守り育てる意識の高揚を図ってまいります。

J-クレジットについては、保有しているクレジットを有効に活用できるよう、関係機関、団体等と連携し、販売に努めてまいります。

(4)、十勝港の利活用についてであります。

重要港湾「十勝港」は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。昨年の外国貿易額は144億8,300万円と、6年連続で100億円を上回り、平成11年の国際貿易港開港以来3番目の額を記録し、地域産業の発展に大きく寄与していくことが期待されています。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業等の誘致、港の機能充実のため、新たな定期航路開設に向けて取り組んでまいります。

また、港の有効利用を図るため、浦河港と連携した客船誘致などポートセールスを積極的に展開してまいります。

港湾施設の安全利用については、維持管理計画に基づく点検診断を実施してまいります。

(5)、商工業の振興についてであります。

商工業は、依然として厳しい経営環境が続いていますが、雇用機会の提供など、地域振興の担い手として、地域経済に大きな役割を果たしています。

引き続き、町融資制度の利子補給や保証料の補填を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業に支援してまいります。

また、産業の振興、商店街の活性化、雇用の促進に向け、新たに起業を目指す創業者等に対しての支援や町内経済の好循環が図られる住宅リフォーム支援事業を継続して実施してまいります。

(6)、観光振興とサンタランドについてであります。

札幌圏と十勝圏を結ぶ高速道路網の整備が進み、十勝への観光客の入り込みが増加する中、十勝観光連盟をはじめ広尾町観光協会、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会

などと連携しながら、地域の特性を生かした広域観光を目指してまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントの実施、観光物産展等への出店、バスツアーの誘致を引き続き行い、交流人口の増加を推進してまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図り、老朽施設の改修や花畑整備など、一層魅力あるサンタランドとしての景観づくりを進めるとともに、新たに来場者の通信環境（W i - F i）を整備してまいります。

さらに、サンタメールをはじめ、サンタランド活性化の取り組みを地域を交えて進めるとともに、「子どもの夢を応援するプロジェクト」を推進してまいります。

2、「幸せを感じるまち」。

（１）、高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

急速な高齢化の進展に伴い、住民や行政がお互いの役割を理解し、協働により高齢者や障がい者を地域全体で包括的に支えることが、より一層重要となっています。

地域福祉を推進するために、コミュニティソーシャルワーカーを継続して配置し、地域の困り事への対応や互助の支え合い体制づくりなど、支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、ボランティアの育成やボランティア活動を支援し、住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくりを進めるため、ボランティアセンター事業を推進してまいります。

また、認知症や精神障がい、知的障がいがあっても地域で安心して生活することができる体制を整備するため、成年後見あんしんセンターの充実強化に取り組んでまいります。

障がい者が社会の一員として人権を尊重され、みずからの意思に基づき地域の社会活動に参加して、自立して暮らせる共生社会の推進が求められています。障がい者支援相談員を配置し、相談支援体制の強化を図るとともに、発達過程に対応した支援をする子育てサポートファイル事業を推進してまいります。

高齢者が可能な限り自立した生活を継続できるよう、住民が主体となって運営する「いきいき百歳体操」の普及、各種介護予防事業、総合事業、ボランティアポイント制事業、生活支援体制づくりを継続して推進し、介護予防・重症化予防に努めてまいります。

さらに、在宅医療・介護連携相談窓口を設置して、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が包括的かつ継続的な支援が受けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護連携を充実強化してまいります。

また、今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員設置事業を継続して実施し、認知症施策を総合的に推進してまいります。

養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの運営につきましては、職員が一丸となり、入所者の自主的な活動を支援する体制を確立し、入所者が生きがいを持ち、日々穏やかな生活が送れるよう、地域住民やボランティアの協力をいただきながら、入所者の介護ニーズを尊重した施設サービスの創意工夫、充実により一層努めてまいります。

（２）、子育て支援。

急速な少子高齢化、核家族化が進む中で、子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、子育て支援

のニーズも多様化しています。

子どもに応じたきめ細やかな子育て支援を実施するために、子育て支援員資格取得に係る資料代や交通費など受講経費の助成を継続してまいります。

さらに、多子世帯の負担軽減を図るため、第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無料を継続して実施してまいります。

また、子どもたちが健やかに成長するために、重要な役割を担うひろお保育園の認定こども園への移行を推進してまいります。

少子化対策として、安心して子どもを出産するために、妊婦健診費用の助成にあわせて、通院費や産後の母子健診費の助成を継続して実施してまいります。

さらに、特定不妊治療費及び通院費助成、男性の治療費についても引き続き助成を行い、経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学生までの医療費助成を継続実施し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を推進し、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

(3)、健康づくりについてであります。

町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを積極的に実施してまいります。

各種検診については、レディース検診の実施時期の見直しなどを行い、検診率の向上に努めてまいります。

歯と口の健康を守るために、口腔ケア事業を実施し、子どもから高齢者まで一貫した支援をすることで、生活習慣病予防につながる取り組みを進めてまいります。

また、乳幼児の定期予防接種やインフルエンザ予防接種費用の助成を継続し、感染症予防事業を充実してまいります。

さらに、地産地消のご当地レシピ集を関係団体と協力して作成・配布し、食育推進計画に基づき“食で元気”なまちづくりを目指してまいります。

(4)、医療体制についてであります。

町立国保病院は、町内で唯一入院病床を有し、夜間・休日を含む24時間・365日救急患者に対応する医療機関であり、また、管内総合病院や専門病院の協力により、皮膚科・脳神経外科・循環器科・精神科・整形外科などの専門外来を引き続き実施し、時代に即した診療体制の構築や疾病予防に向けた啓発活動を積極的に取り組んでまいります。

病院経営においては健診事業拡大に注力し、啓蒙活動とあわせ町民の皆様のすぐそばにある病院、親しみのある病院を目指し、多くの患者様に来ていただけるよう努めてまいります。

(5)、国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、構造的な問題から財政運営を含め、極めて厳しい状況にあり、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同運営することになります。その実施に向け準備を進めながら、地域医療の確保と

町民の健康の保持増進に努めてまいります。あわせて国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、病気の芽を早期に見つけるため「特定健診」を実施してまいります。

後期高齢者医療については、社会保障制度をめぐる動向に十分留意しながら、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

3、「いきいきと輝くまち」についてであります。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題となっています。

本町では、「第5次広尾町まちづくり推進総合計画」を基本に、今後4年間の事業を具体的に推進するため、「第3期実施計画」の見直しを行いました。

また、昨年策定した「広尾町総合戦略」で掲げている4つの政策分野について、具体的な施策を推進してまいります。

移住・定住対策として、都市部との交流人口の拡大や地域活性化を図るため、農山漁村ホームステイ事業を継続して実施してまいります。

地方創生に向けた施策を進めるため、ふるさと納税のPR活動を強化し、寄附金を活用して行った事業の公表や返礼品の充実などで、本町の魅力を広く発信してまいります。

これからの子どもたちには、激しく変化する社会を生き抜くため、幅広い知識・教養と柔軟な思考力が必要です。

また、異なる他者と協働するため、コミュニケーション能力等も求められており、これらを育むために、学校や家庭、地域、教育委員会などがさらなる連携を組み、「広尾の子どもは広尾で育てる」をテーマに協働した取り組みを図っていかねばなりません。

子どもたちが多くの時間を過ごす学校施設について、町内小中学校校舎で唯一耐震安全性が確保できない豊似小学校校舎の改築工事を進めます。鉄筋コンクリート造の2階建てとなり、平成30年12月ころの完成を目指します。

子どもたちの安全・安心な学習環境の確保に向けて今後も取り組んでまいります。

広尾高校の存続に向けましては、本年度も引き続き広尾高校支援策などをPRするチラシを作成し、南十勝各町村やえりも町へ配布するなど、広尾高校の魅力を広く発信し、存続に向け「広尾高等学校存続対策協議会」とも連携し、町民一丸となって取り組んでまいります。

さらに、町民一人一人が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる学習環境づくりのため、生涯学習推進体制の充実を図ってまいります。

地域におけるコミュニティ活動の場となる町内集会施設の適切な維持管理に努め、町内会活動の推進を図り、地域に誇りと愛着を持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

4、「安心して暮らせるまち」であります。

(1)、町民の安全・安心についてであります。

防災対策については、昨年、記録的な暴風による長時間停電が発生し、北海道電力（株）に対して再発防止と送電線の2回線化工事の早期完了を要望いたしました。

また、8月の台風被害に対し、早期の流木撤去を国や道に支援を要請いたしました。今後も各産業への影響を軽減させるよう継続して要望してまいります。

さらに、広尾町災害時備蓄計画に基づき、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄するなど適切な対策を講じてまいります。

また、定期的に避難訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助の体制の確立を目指してまいります。

町民の皆様が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故抑止を目指し、「デイトライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動を関係機関、団体等との連携を図りながら取り組み、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、犯罪を未然に防ぐため防犯カメラを設置し、安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

また、消防団活動への支援及び団員の養成に努めるとともに、消防施設については、耐震性貯水槽の整備を図ってまいります。

(2)、循環型社会に対応した環境衛生についてであります。

環境衛生対策については、町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化しながら、町民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

(3)、消費者保護対策についてであります。

消費者の安全・安心に向けた動きが加速する一方で、悪質商法、特殊詐欺など、巧妙化する犯罪行為が後を絶たない状況にあります。

町民の消費生活の安定と向上を確保するため、防災行政無線、町広報誌を活用し、注意を呼びかけるとともに、消費生活相談の開催や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

(4)、快適な道路と住宅環境についてであります。

町道の維持補修や道路整備については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります。

また、橋梁の長寿命化を図るため、点検及び補修工事を実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、錦町団地公営住宅の建てかえ工事を継続して実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

(5)、上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

また、道道の橋梁工事に合わせて、中広尾地区に上水を供給してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の長寿命化計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(6)、バス路線の維持についてであります。

近年、「帯広・広尾間」については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しに伴い、沿線自治体の費用負担が増加しております。地域住民の意見なども参考にしながら、バス利用者の増加につなげる対策等を、沿線市町村で構成する協議会において協議してまいります。

「広尾・庶野間」につきましては、委託業務契約が平成29年度で終了するため、今後の運行について、広尾町、えりも町、ＪＲ北海道バス（株）３者で協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサント号」の役割と効果は大きく、今後も継続運行に向け、利用者の増加に努めてまいります。

(7)、高規格幹線道路の整備促進についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」につきましては、昨年、広尾市街まで全線新設とすることが決定され、平成28年度忠類大樹・豊似間が新規事業として採択されました。

今年度は、詳細な設計に向けて現地の測量や調査が行われます。

今後も期成会を中心に、豊似・広尾間の新規事業化と、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいります。

5、「みんなで創るまち」。

(1)、協働のまちづくり・将来を担うひとづくりについてであります。

将来にわたって、町民一人一人が活力を持って生活し、安全・安心な暮らしができる地域社会づくりが必要となっています。

そのため、地域コミュニティ活動の中核となる町内会連合会やボランティア団体などを支援する

とともに、行政と町民が「共に考え、共に行動する」協働のまちづくりを推進してまいります。

社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、青少年健全育成、防災、環境、福祉及び教育など各分野において多様な町民ニーズに対応するため、積極的な情報提供を行うとともに、町民からの情報や提案、地域課題などを受けとめ、施策への反映に努めてまいります。

また、まちづくりへの町民参加を促進し、自主的に行う「まちづくり活動団体」に対し、「まちづくり活動支援事業交付金制度」を継続実施してまいります。

さらに、わかりやすい広報誌づくりの推進やホームページの充実を図り、地域の魅力のPRから身近な情報まで情報発信に努めてまいります。

人口減少と少子高齢化に直面している中、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。

そのため、平成25年度、26年度で実施した人材育成事業「ひろお未来塾」の2期生を公募し、将来のまちづくりリーダーの育成に努めてまいります。

また、「広尾町活き生きプロジェクト」として「町民ワークショップ」「移住定住」「ひろおフォーラム」「広尾ブランド化の推進」について、地域おこし協力隊員を活用し、取り組んでまいります。

(2)、効率的な財政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化が続く中、地方財政を取り巻く環境は、税収の伸び悩みや地方交付税の減少など依然として厳しい状況が続いています。

このような中、本町の平成28年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約170億円と高い水準にあります。

また、財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。平成29年度は第5次行政改革に取り組み、事務事業の精査及び見直しを行ってまいります。

安定した財政運営を続けていくため、健全で持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

(3)、広域行政についてであります。

持続的に活力ある地域づくりを図るには、市町村が行政サービスの提供や地域活性化の取り組みを広域的に推進していく必要があります。

消防の広域化につきましては、平成28年4月から十勝管内全ての消防署は、十勝全域を所管する「とかち広域消防事務組合」としてスタートしました。

また、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を平成30年4月の統合に向け、検討作業を行っております。

ごみの共同処理につきましても、引き続き取り組んでまいります。

十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保とさらなる発展と魅力の向上を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、市町村の枠組みを超えた行政需要に対応すべく、住民の視点に立った行政運営を推進してまいります。

(4)、教育委員会との連携についてであります。

平成27年度、総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の

充実と広尾高校存続に向け、教育委員会とのさらなる連携を図ってまいります。

結びでありますけれども、以上、平成29年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

厳しい時代がこれからもさらに続くことが予想されますが、この難局を町民の皆様とともに乗り越え、「地域の自立と豊かな暮らしを目指して」という強い思いを持ち、全力で取り組んでまいります。

議員の皆様、町民の皆様の一層のご指導とご支援を心からお願い申し上げるところであります。

以上、平成29年度の町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

◎日程第8 平成29年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、平成29年度教育行政執行方針について説明を求めます。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、平成29年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに、今、世界の情勢は混沌とし、先行き不透明となる中、社会変化は加速度を増し、複雑で予測困難な時代となってきています。

次代を担う子どもたちは、今後直面するさまざまな変化を柔軟に受けとめ、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考えていくことになります。

そのためには、主体的に学び続けてみずからの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤し、多様な他者と協働しながら、社会で生きていくために必要となる力、すなわち「知・徳・体」をバランスよく身につけることが大切です。

予測困難な時代に、一人一人が未来のづくり手となるため、難しいながらも将来を見通すことができる力と、社会で活躍するにふさわしい人材を育成していかなければなりません。

このような中、現在、保護者や地域住民が学校運営に参画する、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が全国的に広まっています。

広尾町としても、学校運営の改善・充実に向け、その導入の促進に努めてまいります。

今後、学校教育で育まれる資質・能力が社会とどのようにつながっていくのか、地域と学校が認識を共有することが肝要であります。

また、町民の皆様が心豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学ぶことのできる環境の確保が必要であり、出前講座をはじめとする学習の機会や団体への支援をさらに充実させ、地域の活性化を担う人材の育成に努めていかなければなりません。

教育委員会といたしましては、学校教育を含めたこれまでの生涯学習の課題やあり方を検証し、学校教育と社会教育を融合させながら、今後とも学校や地域はもとより、関係機関・団体とさらなる連携を図り、教育行政の推進に努めてまいります。

次に、学校教育関係についてであります。

これからの子どもたちには、激しく変化する社会を生き抜くために、幅広い知識・教養と柔軟な思考力が必要であるとともに、他者と協働する能力も求められております。

これらを育むために、学校や家庭、地域、教育委員会、各関係機関が連携し、地域内外の多様な人々と協働の取り組みを図っていかなければなりません。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、引き続き小・中学校に教員補助員を8名配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、指導の充実を図ってまいります。

また、長期休業中や放課後の時間には、これらの教員を活用した補充的な学習を行っており、さらなる学力向上に取り組んでまいります。

平成28年度に行われた全国学力・学習状況調査では、基本的な教科項目では全国平均に近づいているものの、応用項目では全国平均を下回っている現状にあります。

一方、家庭学習の定着やノートのとり方などにおいては、全国を上回る傾向にあり、これらよい点を伸ばす取り組みを進めてまいります。

I C Tの教育活用では、全小中学校に教科書と提携したクラウド教材とタブレットを導入し、その相乗効果を高めてまいります。加えて、平成28年度に更新した校務用及び児童生徒用パソコン機器について、さらなる効果的活用を図るとともに、情報セキュリティの対策と向上を図ってまいります。

近年、さまざまな痛ましい事件やネット等における社会問題が多発している中で、子どもたちには多様な価値観の共有と他者を尊重する態度など、道徳的価値観の形成を養っていかなければなりません。

今後、「道徳」の教科化に伴い、ボランティア教育等の充実を図るとともに、いじめを防止する学校の体制づくりをさらに進めてまいります。

また、ネット上のいじめや有害情報が新たな社会問題となっていることから、パンフレットを配付し、ネット等の利用マナーや情報モラルの指導、家庭でのルールづくり、ネットパトロールなど、学校はもとより関係機関と連携しながら、ネットトラブルの防止と対応に万全を期してまいります。

困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実にも努めてまいります。

健やかな体の育成については、全国体力テストの結果を踏まえ、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、健康対策の一環として、フッ化物洗口による虫歯の予防と、平成25年度に町が作成した食育促進計画による望ましい食習慣の形成等を通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

国際理解教育については、これからのグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣を継続し、外国での異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

特別支援教育については、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加が図られるよう、小・中・高の連携による支援体制と、子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進するとともに、研さん機会の拡充に努め、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、平成29年度は小学生10名を西海市より受け入れる計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、小・中学校間の連携についても、その取り組みをさらに進め、将来的には小・中・高の12年間を見通した指導計画や教育体制の構築に取り組んでまいります。

学校は子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地震等の災害時には地域の避難施設としても重要な役割を担っています。本町の学校施設の耐震化率を向上すべく、平成30年度の完成を目指し、豊似小学校校舎改築工事を進めてまいります。

その他、安全・安心な教育環境確保のため、今後も引き続き施設の改修と適切な維持管理に努めてまいります。

学校の再編につきましては、平成28年度末の豊似中学校の閉校をもって2小1中体制を確立したところであり、子どもたちが統合後の新しい学習環境に対応できるよう、学校やPTA、地域の皆様とも協力しながら、支援の円滑化を図ってまいります。

幼稚園教育については、幼児期の特性を踏まえ、一人一人の興味や関心を生かしながら園児の主体的な活動を促し、発達段階に即した指導と、遊びから生まれる思考力や規範意識、人とのかかわりなど、幼児期に身につけるべき生きる力の基礎づくりを進めてまいります。

また、子育て支援のさらなる充実を図るべく「認定こども園」の開設に向けた準備を町部局とともに進めてまいります。

学校給食については、心身の健全な発達に必要な栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、栄養教諭指導のもと、さらなる「食育」に努めてまいります。

また、施設面では老朽化したボイラーの更新を図ってまいります。

平成27年度に開始しました広尾高校への給食提供は、生徒、保護者からも好評であり、引き続き行ってまいります。

続きまして、社会教育関係についてであります。

社会教育においては、グローバル化や高度情報化の進展、人口減少の進行など、社会が大きく変化する中、町民一人一人が潤いのある健康で心豊かな生活を送るには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

このため、広尾町生涯学習推進計画に沿って、生涯学習の一層の推進を図る取り組みを進めるとともに、さまざまな学習機会を提供する各種講座を推進し、町民の学習機会の拡充を図ってまいります。

芸術・文化関係のサークル活動につきましては、活動を通じて人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを超えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向け支援してまいります。

また、「広尾サンタランド・ジャズスクール」につきましては、町の文化振興はもとより、青少年の健全育成、さらには地域活性化にもつながる取り組みとして、支援を継続してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正管理に努めるとともに、音調津総合センターについては、アスベスト対策として除去工事を実施してまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、その活用と効率的な運営を図り、多くの方々に来館していただくことができるよう努めてまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成であります。次世代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域が結びつきを深め、地域の教育力を生かしながら、連携した事業の取り組みに努めてまいります。

また、放課後児童の健全育成につきましては、放課後児童クラブ（つつじ児童会）を活用し、引き続き推進してまいります。

国際交流については、国際化が進展し、外国の歴史や文化を理解することが大切となっており、「じかに異文化に触れ、交流する」ことを基本に海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英語体験教室を継続実施してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、群生地区における植物の生息環境調査を引き続き実施し、保全活動を行うとともに、北海道大学の協力のもと、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場であります勤労青少年ホームにつきましては、安全に施設を利用していただけるように努めてまいります。

スポーツ振興については、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、みずから健康保持や健康増進のために、生涯にわたりスポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ

少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、利用者のニーズに応えるべく適正管理に努めてまいります。

図書館については、計画的な資料の整備、読書サークルの育成、子育て支援のための「ブックスタート」「読み聞かせ」「おはなし会」など、ボランティア団体の協力を得ながら継続して取り組むとともに、閲覧用パソコンの更新を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

今後も、幼児から高齢者まで全ての町民が気軽に利用でき、親しまれる図書館として、移動図書館車の活用や広域連携を含め、読書活動の推進と普及に努めてまいります。

児童福祉会館については、身体の不自由な方や高齢者等に優しい施設として適正管理に努め、社会教育関係団体、図書館サークルなど利用者の利便を図り、活動支援を実施してまいります。

では、結びになりますが、以上、平成29年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成27年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携のもと、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成29年度教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 報告第1号～日程第10 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第1号 専決処分の報告についてから日程第10、報告第2号 専決処分の報告についてを一括して行います。

発言を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、報告第1号から報告第2号 専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

先ほど行政報告をいたしました公用車の交通事故に伴う損害賠償の額並びに執行に要する予算について専決処分をしたものでありまして、報告をいたします。

最初に、報告第1号であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページであります。

専決処分書であります。事故の相手方、事故の概要及び和解の内容、損害賠償金につきまして

は記載のとおりであります。

自動車事故による損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものであります。

次のページの報告第2号についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

次のページであります。

専決処分書であります。地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。先ほど申し上げました平成28年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

専決処分の理由であります。自動車事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきました。

処分日につきましては、平成29年2月3日であります。

5ページの平成28年度広尾町一般会計補正予算（第11号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ80万3,000円を追加し、82億2,697万6,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第1表をお願いいたします。

歳出から申し上げますけれども、お手元に一般会計の事項別明細書（第11号）がありますので、お開きを願えればというふうに思います。

平成28年度の一般会計事項別明細書（第11号）であります。

事項別明細書の11号の4ページであります。

7款1項土木管理費の車両費91万5,000円の追加で、11節であります。当該事故による公用車の修繕料66万2,000円を追加するものであります。22節自動車事故損害賠償金につきましては、自動車損害賠償保障法の規定及び示談書により、報告第1号で申し上げました損害賠償額の30万6,211円から相手方の町公用車への賠償責任額5万3,000円を相殺した25万3,000円を計上するものであります。歳出補正の特定財源として、全国自治協会から支払われる当該車両に係る車両共済の限度額55万円と相手方への賠償金25万3,000円を充てるものであります。

次のページであります。12款予備費につきましては、財源調整をしたものであります。

次に、歳入であります。

事項別明細書3ページに戻っていただきたいと思います。

19款5項雑入の追加であります。先ほど申し上げました町有自動車共済金80万3,000円を計上するものであります。

以上で、報告第1号、第2号の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第1号及び第2号 専決処分の報告を終わります。

◎日程第11 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第12号）であります。

次のページ、専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

専決処分の理由であります。除排雪回数の増加に伴い、除排雪に関する予算の不足が見込まれることから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年2月10日であります。

10ページの平成28年度広尾町一般会計補正予算（第12号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、82億4,697万6,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

17款1項繰入金、財政調整基金により繰り入れをするものであります。

12ページの歳出であります。

7款2項道路橋りょう費に2,232万4,000円の追加であります。除排雪費用といたしまして、今後の出勤見込み、作業員賃金及び除排雪委託料、排雪車借り上げ料を追加するものであります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

◎日程第12 選挙第1号

1、議長(堀田) 日程第12、選挙第1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員会委員が平成29年3月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより指名します。

広尾町選挙管理委員会委員に、宮脇昭道氏、下森久仁子氏、辻田廣行氏、鎌田利則氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮脇昭道氏、下森久仁子氏、辻田廣行氏、鎌田利則氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に第1順位、中山美智子氏、第2順位、齊藤延幸氏、第3順位、

近藤史和氏、第4順位、小山内國男氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、中山美智子氏、第2順位、齊藤延幸氏、第3順位、近藤史和氏、第4順位、小山内國男氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第13 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員の加藤紀夫氏が本年6月30日で任期満了となります。加藤紀夫氏は、平成20年7月1日に同委員に就任以来、人権擁護にかかわる相談業務に従事され、ご尽力をいただいております。

任期満了に伴い、再任として加藤紀夫氏を推薦させていただくものであります。

任期は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間となります。

加藤紀夫氏は、昭和26年1月3日生まれの現在66歳で、平成19年12月から本町の民生児童委員として地域の方々の福祉に関する相談、援助活動を行っている方であり、地域住民の信望が厚く、人格、識見も高いことから、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第14 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。錦町団地公営住宅11・12・13号棟建築主体工事。

契約額1億1,102万4,000円。

契約の相手方、広尾郡広尾町東3条12丁目4番地、株式会社濱中建設、代表取締役濱中和行であります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、広尾町錦通南2丁目39番地の3、5番地の5であります。

木造平屋建て3棟6戸であります。

建築面積が501.87平方メートルであります。

これに係る建築主体・外構工事であります。

予定工期は、本議案の議決後、平成29年10月2日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって入札を行い、落札率については98.8％であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第3号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第3号 広尾町交通安全専任指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第3号 広尾町交通安全専任指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、本町の交通安全専任指導員の報酬が平成9年4月1日に改正後、19年間据え置かれ、管内他町村と比較いたしましても最低の報酬金額となっております。今後も道路交通の安全を保持するため、報酬の改定をするものであります。

改定内容につきましては、報酬1時間当たり1,160円となっているものを1,400円に改正し、平成29年4月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第3号 広尾町交通安全専任指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第4号 広尾町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第4号 広尾町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正の内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法、いわゆるマイナンバーのことを指しておりますけれども、この番号法の改正に伴い、特定個人情報を提供できる場合として、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことが可能となることから、関係条文を整理するものであります。

この改正につきましては、平成29年5月30日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第4号 広尾町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第5号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第5号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第5号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、国において消費税率の引き上げを2年半延期し、地方税法など関連法律が一括改正されたことによりまして、関係する条文を改正するものであります。

主な改正内容であります。消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されたことに伴いまして、1つとして軽自動車の車体課税の改正が同じ平成31年10月まで2年半延期されること、2つ目

は同じく法人町民税の法人税割の引き下げも平成31年10月まで延期されること、また、3つ目は個人住民税の住宅ローン減税の適用期限も平成33年12月31日まで延長されることであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） それでは、議案第5号 広尾町税条例等の一部改正について補足説明をさせていただきます。

説明は、お配りさせていただきました議案資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

ここに広尾町税条例等の一部改正の概要ということでお示しをさせていただきましたので、これでご説明させていただきます。なお、条例の新旧対照表は、この資料の7ページから33ページまでにつけてございますけれども、こちらは改正内容に沿って条文の追加、削除等整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、議案資料4ページ、広尾町税条例等の一部改正の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、太字の1、改正の背景としまして、①に記載いたしましたとおり、国において消費税率の引き上げを2年半延期し、平成31年10月1日実施としたために、同じタイミングで行う予定だった施策が同様に延期となっております。

また、その下の②にお示したように、関係する法律を一括改正するための法律、長いタイトルでありますけれども、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が昨年11月28日に公布されたことを受けまして地方税法などが一括改正されましたので、本町税条例の関連条文を改正するものであります。

次に、太字の2、主な改正点であります。先ほど町長から申し上げたとおりでありますけれども、大きく町の税におきまして改正がございます。3点ございます。

まず、（1）です。軽自動車税の制度は、平成29年4月から大きく変わる予定でありました。環境性能割の導入などであります。これらはもともと消費税の引き上げに合わせた実施予定でありましたので、同様に平成31年10月1日実施に延期となるものです。

また、その下の（2）でございますけれども、法人町民税の法人税割の引き下げも、同じように平成31年10月実施として延期されるものであります。

また、その下の（3）でありますけれども、個人住民税の住宅ローン減税制度の適用期限も2年半延期となります。平成33年12月31日までの延期となるものです。

次の資料の5ページと6ページは、文言整理などの改正も含めて、項目ごとに少し細かく表にしたものであります。これは後ほどごらんいただければと思います。

本改正条例は、公布の日から施行するとしているものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。以上であります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第18 議案第6号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第6号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第6号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現在、重度心身障がい者及びひとり親家庭における中学生までの児童に係る医療費について、医療機関の窓口で一部負担金を支払っていただき、その後、役場窓口において償還払いを行っていたものであります。

しかし、今後は中学生までの児童につきましても、医療機関窓口において一部負担金を負担することなく診療を受けることとなり、また、役場窓口において償還払いの手続を行う必要もなくなる

ものであります。

この条例は、平成29年4月1日より施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第6号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第7号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第7号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

町立病院の入院病棟につきましては、平成29年4月1日から夜間勤務における看護師3名体制の維持が困難であることから、看護師3名、看護助手1名体制から、看護師2人、看護助手2人体制へと移行いたします。このことにより、夜間あるいは休日において重篤な患者が搬入された場合、その対応あるいは他の病院へ移送するなど、救急車への同乗となったとき、院内の看護師が不足し、応援の看護師が必要となることが想定されます。このことから、あらかじめ看護師1名を当番で自宅待機してもらい、緊急時に呼び出せる体制を整備すべく、待機者に対し救急呼出待機手当として、祝休日の8時半から午後5時15分までは2,000円、夜間の午後5時15分から翌日の8時30分までは1,000円を支給するものであります。また、緊急時には検査技師、放射線技師についても同様に支給対象といたします。

なお、本改正につきましては、平成29年4月1日から施行したいとするものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。
（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は討論を省略します。
これより議案第7号 広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

- 1、議長（堀田） 日程第20、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長。

- 1、町長（村瀬） 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る総合整備計画を変更することについて議会の議決をいただき、総務大臣へ提出するものでありまして、事前の協議におきまして、北海道知事から異議のない旨、回答をいただいております。

辺地については、紋別辺地であります。

1の辺地の概況から、2の公共的施設の整備を必要とする事情については省略いたします。変更部分のみ説明させていただきます。

3の公共的施設の整備計画、平成27年度から平成31年度までの5か年間の計画であります。第5次まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」と整合性を図るため変更するものであります。

紋別地区集会所整備事業につきましては、事業費を変更するものでありまして、変更後の金額に

ついては上段に括弧書きで、変更前の金額は下段に示しているところであります。

2号橋補修事業につきましては、平成32年度以降に実施する予定であるため、辺地総合整備計画から削除するものであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、今年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第9号～日程第30 議案第18号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第9号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてから日程第30、議案第18号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第9号から議案第18号まで一括して提案理由を申し上げます。

今回の主な補正内容であります。豊似小学校改築事業費の計上、国の補正予算に伴う事業費の計上、道営草地整備事業負担金の追加及びそれぞれの事業確定見込みによる整理を行ったものが主なものであります。

初めに、議案第9号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,678万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を80億5,018万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、継続費の補正でありまして、継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」によるものとなります。

第3条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」によるものとなります。

第4条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」によるものとなります。

第5条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第5表でお示しをするものとなります。

36ページであります。

第2表の継続費補正の追加及び変更であります。

追加であります。9款教育費、2項小学校費、事業名、豊似小学校改築事業、費用の総額は8億3,992万9,000円です。年割額といたしまして、平成28年度1億3,986万3,000円、平成29年度5,388万6,000円です。平成30年度6億4,618万円です。

次に、変更であります。

公営住宅整備事業の確定見込みに伴う変更でありまして、補正後の事業費を総額1億5,293万9,000円、28年度の事業費を1億93万9,000円の事業費に変更するものとなります。

次のページであります。

第3表、繰越明許費補正の追加及び変更であります。

追加であります。

2款3項地方公共団体情報システム機構負担金は、マイナンバーカード交付の平成28年度確定に伴い、国庫債務負担行為の平成28年度年割分を翌年度に繰り越したいとするものとなります。

5款1項道営草地整備事業負担金であります。1,402万5,000円を繰越明許費として設定するものとなります。

次に、変更であります。

10款2項平成28年災協成線道路災害復旧工事の公共工事設計単価の変更に伴い、補正後の事業費を5,212万1,000円の事業費に変更するものとなります。

第4表、債務負担行為補正の追加及び廃止であります。

まず、追加であります。

港湾直轄事業負担金であります。国の28年度補正予算により、ゼロ国債事業として整理されたことから、債務負担行為を設定するものとなります。

次に、廃止であります。

漁業近代化資金利子補給につきましては、国の実質無利子化事業の採択等で国費による財源措置となったため、整理を行ったものとなります。

38ページの第5表、地方債補正の追加及び変更であります。

まず、追加であります。

先ほどの継続費の追加でもありました豊似小学校改築事業について、学校教育施設整備事業債を追加するものであります。

変更であります。が、限度額の変更でありまして、6件それぞれの起債の目的ごとに限度額を変更いたしたいとするものであります。

町債の合計に6,050万円を追加し、補正後の合計を10億7,601万2,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、39ページであります。

議案第10号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ844万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,588万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページです。

歳入であります。が、1款1項使用料、3款1項雑入の追加につきましては、港湾施設用地使用料、貨物上屋及び旅客上屋維持管理負担金の確定見込みによる整理のほか、暴風被害に伴う建物災害共済金の計上及び4款町債は確定見込みによる整理であります。

次、歳出であります。

1款1項港湾管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理及び歳入追加補正に伴う一般会計繰出金の追加によるものであります。

2款1項上屋管理費につきましては、光熱水費及び燃料費等を追加するものであります。

3款港湾施設整備費、6款災害復旧費につきましては、確定見込みによる整理であります。

次のページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

港湾整備事業債及び過疎対策事業債につきましては、事業費の確定によるおのおの限度額を変更するものであります。町債の合計から40万円を減額し、1,160万円とするものであります。

続きまして、議案第11号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ123万3,000円を減額し、総額を8,433万4,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

次のページであります。

補正の内容であります。

事業費の確定見込みにより、それぞれ整理を行ったものであります。

続きまして、議案第12号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,594万円を減額し、予算の総額を4億3,362万8,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。次のページであります。

歳入。

3款1項国庫補助金は、事業費確定に伴う減額であります。

4款1項一般会計繰入金については、歳入歳出の調整による一般会計繰入金の追加であります。

7款1項町債は、資本費平準化債につきましては減額、ほか事業費の確定見込みによる減額の整理であります。

次に、歳出であります。

1款1項一般管理費につきましては、下水道使用料収納事務負担金等の確定見込みに伴って追加をするものであります。同款2項施設管理費及び2款1項事業費につきましては、事業の確定に伴い整理を行ったものであります。

次のページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債ほか3件について、事業費の確定によりそれぞれ限度額を変更するものであります。

町債の合計から2,580万円を減額し、1億2,530万円とするものであります。

次に、議案第13号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,547万6,000円を減額し、予算の総額を12億944万1,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページであります。主な補正内容であります。

保険給付費の確定見込みに伴う歳入歳出の整理及び事業確定見込みによる整理を行ったものであります。

次の52ページの歳出の10款2項繰出金につきましては、国の特別調整交付金事業による国保病院の運営費に対する繰出金を計上するものであります。

続きまして、議案第14号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,040万9,000円を減額し、予算の総額を6億7,159万7,000円とするものとなります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次に、歳入であります。

介護保険料の調定額確定見込み、南十勝介護認定審査会の決算見込み、歳出において保険給付費等の確定見込みによる歳入の整理を行ったものとなります。

次に、歳出であります。

事業費及び保険給付費の確定見込みによる整理のほか、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

次に、議案第15号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ830万8,000円を減額し、予算の総額を2億5,731万8,000円とするものとなります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入であります。

入所者の入院日数の増加と利用日数の減による施設介護サービス収入の減額補正、短期介護サービス収入につきましては、短期の利用者の確定見込みによる追加補正であります。

負担金収入及び一般会計繰入金は、確定見込みによりそれぞれ整理を行ったものとなります。

歳出につきましては、事業費の確定見込みによる整理を行ったものとなります。

次に、議案第16号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万8,000円を追加し、予算の総額を1億321万8,000円とするものとなります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

主な補正内容であります。保険料の確定見込みに伴い、広域連合への納付金を整理したものであります。

次に、議案第17号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条の業務の予定量であります。入院及び外来患者数の減による整理であります。

次のページにまたがりありますが、第3条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収

益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

主な内容であります。事業費の確定見込みによりそれぞれ整理を行ったものであります。

第4条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

第1款第1項負担金につきましては、事業費の確定見込みによる整理であります。

第3項寄附金につきましては、医療機器整備として追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第2項建設改良費であります。事業確定により整理をするものであります。

第5条の一時借入金であります。予算第6条中「75,000千円」を「90,000千円」に改めるとするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、1,014万2,000円の減額であります。

第7条は、他会計からの補助金の変更であります。

次のページであります。

第8条は、棚卸資産購入限度額の変更であります。

続きまして、議案第18号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の関係であります。予算第4条本文括弧書き中をそれぞれ改めて、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正とするものであります。

次のページであります。支出であります。

第1款第2項建設改良費から336万2,000円を減額するものであります。

以上で、議案第9号から議案第18号までの補正予算について提案理由の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いしま

す。

本会議を休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時30分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には星加廣保議員、副委員長には小田^{おだ}雅二議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日8日は午前10時より本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時31分